

「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」
に対して寄せられた意見の概要

前注

- 1 「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」に関して意見募集をした結果、募集期間内に3, 119通の意見が寄せられた。
- 2 「この項目に関する意見数」欄には、寄せられた意見のうち、当該項目に関するものの通数を記載した。一通の中に複数項目に渡る意見が記載されているものがあることから、その合計は、上記1の合計通数とは一致しない。
- 3 「意見の概要」欄には、寄せられた意見のうち、その内容を踏まえ、適宜要約した上、とりまとめて記載した。その際、表現が異なっても同趣旨であると判断されるものは、同一の意見としてとりまとめた。「※」は、直前の意見に対する注記であり、「▼」は、直前の意見に関連する意見や理由である。

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

▼中間的とりまとめの要旨

- 法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ、更なる拡大を図るため、関係機関・団体が連携して、各分野における法曹有資格者のニーズを多角的に分析するとともに、課題や解決策をきめ細かく検討し、拡大に向けた取組を積極的に行う必要がある。
- 企業内の法曹有資格者は、企業にとって、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、関係機関・団体が連携して、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知、企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。
- 国家公務員については、これまで法曹有資格者を採用してきたところ、新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設しており、今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。
- 地方分権改革や情報公開制度の浸透、住民の権利意識の変化等に伴い、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから、関係機関・団体等が連携して、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。
- 法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。
- 刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。
- 日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、関係機関・団体等の連携の下、日本の弁護士の海外展開を促進する。また、日本の弁護士が国際案通処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。
- 法務省を始め関係機関・団体が連携して法曹有資格者の活動領域の拡大を図るための体制の整備について検討する必要がある。

- ◎ 法曹有資格者の活動領域の拡大に賛成するものと反対するものがあり、それぞれについて、提言を含めた様々な意見があった。

《意見の例》

- 社会的弱者の需要に対応できる弁護士を増やす必要を感じる。そのためには、弁護士の人数を増やすことだけではなく、安定的に活動できる経済基盤と制度を整備すべき。
- 法曹有資格者の活動領域の拡大に今後も積極的に取り組んでいくべきで、中間的とりまとめの方策で十分である。
- 法曹有資格者の拡大のためには、国や地方自治体がこれを積極的に採用すべきであるし、そのためには、採用試験の年齢の上限の引上げ、政策担当秘書への採用や、被疑者段階での国選弁護人選任の拡大等を検討すべきである。
- 法曹有資格者の活動領域を広げるためには、司法予算を大幅に拡充し、予算的裏付けを図ることが必要不可欠である。
- 司法制度改革審議会意見書が述べる「社会生活上の医師」としての法曹の役割を前提とすれば、更なる活動領域の拡大に向けた取組が必要であり、とりわけ、海外に展開する企業を法的に支援する弁護士の輩出が喫緊の課題である。この課題を解決するためには、法科大学院における人材教育を充実させ、関係機関が弁護士の海外展開を推進する仕組みの整備を早急に検討することが必要である。また、需給の均衡を図るには、関係機関・団体等が連携できる会合の常設といった取組が必要である。
- 全ての法曹有資格者が、弁護士登録をして弁護士事務所に所属する必要はないし、弁護士登録をして活動をするにも、営業努力をすることは不可欠であるから、こうした点について意識改革をすることが需要拡大のために求められる。
- 高齢化社会の進行に伴い、高齢者の成年後見制度の利用や権利保護について、これまでも、社会福祉士等との連携がされてきたが、このような福祉分野や、他にも教育分野においては、緊密な連携が必要である。また、低所得者層に対する法的サービスへの積極的な対応もすべきである。
- 非正規雇用者の拡大や職場環境の問題等により労働環境が悪化する中で、労働者の権利を守るには、法曹関係者の役割が大きいことから、労働分野で弁護士が積極的に関与できる制度の整備が必要である。
- 国際弁護士業務は、経済成長の帰すうに影響をもたらすものであり、世界中の弁護士と法律事務所が競争している分野であるのに、日本弁護士の進出は見られない。こうした人材の養成制度を整備することによって、進出を図ることが必要である。

- 法曹人口の増加に伴い、新人弁護士の初任給水準が低下し、新たな職域で雇用できる環境が整ってきたが、企業や行政等の分野で弁護士が活躍するには、弁護士が法律情報サービス産業化する必要があるのに、弁護士業界全体が法廷弁護士業務に固執していることが、職域拡大を阻んでいる。需要の顕在化のためには、法科大学院における育成制度の充実や、企業在職のまま司法修習ができるようにすること、組織内弁護士に対する弁護士会費の低額化又は免除、公益活動義務の柔軟化などの施策が必要である。
- 活動領域の拡大を謳いながら、現行司法試験科目に英語が含まれていない点が誤っている。
- 弁護士に相談することは、一般市民にとって大きな壁がある。無料又は安価な法律相談の場を多数設け、そうした壁を解消する努力がまず必要である。
- 中間的とりまとめが指摘する活動領域は、法曹資格を必要とするものとは必ずしもいい難いから、法曹有資格者ではなく、法科大学院卒業生の活動領域の拡大の問題として論じるべきである。
- 法曹有資格者の活動領域については、具体的な検証がなく、需要拡大の期待だけを述べるもので無責任。たとえば、企業法務部が期待する能力（契約作成や交渉能力、社員研修、海外合弁会社の設立など）は、大学卒業者を1～2年鍛えて一人前に育てているが、法科大学院の教育や司法修習にそのような研修を期待できない。他方、一部に、消費者、福祉、矯正分野などで、弁護士の助力が十分得られていないとの指摘があるところ、連携不足の問題があるのは事実であるが、連携を強化したとしても、弁護士の需要が大幅に増えるとは考えられない。
- 「法曹」でなく「法曹有資格者」（司法試験合格者）の活動領域拡大を議論することは、議論のすり替えであって相当でない。具体的な検討内容を見ても、企業、国家公務員、地方自治体、再犯防止及び海外展開の各分野において、法曹有資格者に対する一定以上のニーズはなく、現実性を欠いている。
- 企業、国家公務員、地方自治体、再犯防止及び海外展開の各分野は、そもそも必ずしも法曹の活躍が必要な分野でない。
- 弁護士の供給が飽和状態にあるのに、需要が増大していないことからすれば、弁護士に対するニーズがないことは明らかである。
- 供給側の一方的な視点でのみ書かれている。需要創出の障害となっている事由について調査を行うべきである。例えば、弁護士会活動に伴う時間的・経済的負担があることは、企業による採用にとって問題であると考えられる。また、海外展開は日本弁護士の国際化のみでは達成し得ない。法曹業界全体が外国に門戸を開き、法科大学院が外国人留学生をより受け入れ、卒業後も日本で法律業務ができる資格が与えられる仕組み等を検討すべきではないか。
- 法曹有資格者の活動領域の拡大のためには、裁判所機能の充実、及び法律扶助や

弁護士費用保険の拡充が必要である。

- いずれの記載も具体性を欠いている。法曹有資格者の活動領域が広がっていくとする点について、数的根拠を示すべきである。
- 中小企業の経営者にとっては、採用する法曹有資格者に対して高い給料を払うとか、特別の業務を与えなければ行けないのかと疑問に思うことがある上、企業の業績に見合った働きをしてくれるか否かはっきりしないことから、法曹有資格者を採用することはハードルが高いと考えている。
- 法曹といわれる弁護士以外にも、司法書士や税理士、弁理士、社会保険労務士、公証人等の法律関係の職種や、法学部卒業生が存在しているから、こうしたことを考えずに弁護士の活動領域の拡大のための需要を作り出す必要はない。
- 弁護士の職域拡大の前に、裁判官や検察官の採用を拡大すべきである。
- 弁護士の増加に伴い、示談代行権限や遺言信託に伴う遺言関係の法律問題について、弁護士のみがこれを取り扱うこととするよう法律を改正すべきである。
- 法曹有資格者が、暴力団等の反社会的勢力に加担することがないように留意する必要がある。
- 法曹有資格者を弁護士業界で吸収するのは限界であるから、裁判所及び検察庁において、簡易裁判所判事制度及び副検事制度を判事補や検事に統合した上、吸収すべきである。

第2 今後の法曹人口の在り方

▼中間的とりまとめの要旨

- 社会がより多様化，複雑化する中，法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され，このような社会の要請に応えるべく，質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下，全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。
- 現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば，現時点において，司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは，現実性を欠く。現状においては，司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとするのが相当である。
- 今後の法曹人口の在り方については，法曹としての質を維持することに留意しつつ，法曹有資格者の活動領域の拡大状況，法曹に対する需要，司法アクセスの進展状況，法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら，その都度検討を行う必要がある。

▼意見の概要

この項目に関する意見数 964 通

- ◎ 司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を堅持すべきという意見がある一方で，この目標の堅持が現実的でないとした点を評価する意見があった。後者の意見は，具体的な数値を示さないことを評価するものと，評価せず，具体的な数値を示したものが主に見られた。

《意見の例》

- 法曹需要が頭打ちであるという現状認識が正しいかについては疑問がある。日本では弁護士一人当たりの国民数が先進諸国と比較して依然として多いし，企業法務を中心に，法務需要が満たされていないという声は今日でも根強い。法曹人口を増加させなければ，職域拡大は困難であるし，規制緩和後の事後救済体制の整備もできない。他方，就職難は普通に起こる経済現象であり，弁護士についてのみこれを問題視すること自体が制度設計を歪め得る。したがって，司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標は堅持すべきである。
- 司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標は，法曹養成制度が安定し，法曹有資格者の職域拡大が進展するなどといった条件や環境が整った段階で最終的に実現すべき目標として今後も維持すべきであるが，当面の間の合格者数については，現在の年間の合格者数を基礎としつつ，状況の変

更に対応して、それを調整する基本的な考え方を示す必要がある。

- いかなる業界においても、研さんによってこそ質の確保が図られるべきであり、入口においてこれを図るには無理があるから、必要以上に難度の高い参入障壁を設けることには反対である。したがって、司法試験合格者数の削減には反対である。
- 現時点では、ほぼ全ての弁護士が総合的な弁護士であって、専門的な弁護士が少ないから、専門分野に特化した弁護士が全国に行き渡るようにするためには、今後も合格者数を漸増させるべきである。また、参入障壁を高めると、弁護士資格取得後の競争がなされず、業界全体の質が高まらないから、この点においても、司法試験の年間合格者数は増加させるべきである。
- 現行の司法試験には、旧司法試験のように、いわゆる記念受験者数が多いことも相俟って合格率が低下するという事情はないから、司法試験の年間合格者数を減少させると、合格率が低下し、法曹需要を開拓しようとする者の参入を阻害してしまうおそれがある。また、旧司法試験において、合格者数増加に伴う受験者数が飛躍的に増加していったことから明らかであるように、合格者数を減少させると、志願者数も減少するおそれがある。こうしたことから、司法試験の年間合格者数は増加させるべきである。
- 最近10年間で中国及び韓国が法曹人口を急増させているのに、日本がそうしなければ、欧米諸国のみならず、これらの国からも大幅に後れを取ることになり、例えば、TPP交渉において、法的思考ができる相手国担当者に勝てず、日本に有利な交渉ができなくなる。
- 企業法務や公務員といった新たな職域に対する広がりが見えつつあるから、司法試験の年間合格者数を増加させる方針は維持すべきである。合格者数の目標値については、当面2,100人程度を目途とし、徐々に増加させるといった具体的な目標設定が必要である。
- 司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くとするにはやむを得ないが、その目標が実現できなかった原因を検証することが必要である。また、引き続き法曹人口が充実するよう取り組むべきであり、特に地方の中小都市のいわゆる司法過疎が解消するように積極的に取り組むべきである。
- 司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くことに賛成であり、司法試験は法曹として活動できるか否かを判定する試験であるから、そうした質が確保されているか否かで合格者数を定めるべきである。
- (司法試験の年間合格者数を3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くことには賛成であるが) 司法試験に合格し、司法修習を終了しても弁護士として働ける見通しが立たず、供給過多になっている

といった現状を踏まえれば、司法試験の年間合格者数を当面1,500人以下とすべきである。

この点については、上記のほか、あるべき合格者数につき、次の意見がある。

- ▼ 1,200人とすべき, 1,000人とすべき, 800人とすべき, 500人とすべき, 100人とすべきとする各意見(特定の数値「程度」「以下」とする意見を含む。),
 - ▼ 500人から1,000人までの間とすべき, 750人から1,500人までの間とすべきとする各意見その他上記の各人数を上限又は下限とする意見
 - ▼ 数値は示さないが減少させるべきことを述べる意見
- 利用者からすれば、弁護士にたどり着きさえすれば能力を疑うことなく安心して依頼できる質の確保が重要である。弁護士の質を確保するためには、法曹志願者を多く確保する必要があるが、弁護士が就職難であると、志願者を確保できない。したがって、司法試験の年間合格者数を現状よりもかなり減少させる必要がある。
 - 弁護士の就職難に伴い、これを補佐する事務職員の労働環境も悪化している。弁護士と同様の高い倫理観や高い法律事務の技能を求められることに見合った労働環境を維持するため、これ以上の弁護士増員はすべきでない。
 - 法曹需要が今後も増加することを前提としている司法試験の現在の年間合格者数は、大幅な削減が必要であるが、今後のあるべき合格者数については、実需に基づく経済予測を前提とし、これを別の会議体において検討すべきである。
 - 司法修習を前提として、予算や施設の許容範囲から逆算して法曹人口を定めるべきである。

第3 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成制度の理念と現状

(1) プロセスとしての法曹養成

▼中間的とりまとめの要旨

- 法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄し、法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃すれば、法科大学院教育の成果が活かされず、法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある。
- 「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持した上で、制度をより実効的に機能させるため、教育体制が十分でない法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しの促進とともに、法学未修者教育の充実など法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要がある。

▼意見の概要

この項目に関する意見数 629 通

- ◎ 「プロセス」としての法曹養成という考え方自体について賛成及び意見があったほか、法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることについて、次のような意見があった。
 - 法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることに賛成するもの。
 - 法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることをやめるべきとするもの。
 - ▼ これに加えて、法科大学院修了者を司法試験受験において優遇することとするもの。
 - ▼ これに加えて、司法試験受験資格要件を、大学の教養課程の修了や、同学部修了、4年制大学で法学部系の学科目について一定数以上の単位取得者などとするもの。
 - 法科大学院制度を廃止すべきとするもの。

《意見の例》

- 法科大学院教育は、司法試験科目だけでなく、基礎・隣接科目や多様な実務科目等によって、自分の頭で考えられる良き法曹を生み出す教育を本来目指している。したがって、「一点」である司法試験の合格率だけでなく、新しい法曹養成機関である法科大学院本来の教育内容を生かす方向で、制度を構築するのがあるべき姿で

ある。

- 法科大学院は、医学部と対比して考えることができるところ、医学部においては、優秀な学生であれば早期に医師国家試験に合格する可能性もあるのに、6年間の医学教育を経た学生にのみ、その受験資格が得られていることに照らすと、法科大学院もプロセスとしての法曹教育機関という理念を全うすべきであり、その終了者にこそ司法試験受験資格を与えなければならない。
- 法科大学院修了を司法試験受験資格要件とする制度は維持しつつ、現在の法科大学院教育の質の向上について、法科大学院の統廃合その他の何らかの方策を採るべきである。
- (本来であれば、制度として誤っている法科大学院制度そのものを廃止すべきであるが、仮に法科大学院を存続させるなら) 司法試験受験資格要件を法学部卒業のみとし、法科大学院修了をこの要件から外すべきである。
- 法科大学院制度は、多額の経費と時間を要するものとして、実質的に破綻しており、法曹志願者の質の向上に資するどころか、かえって法科大学院の存在自体が多くの法曹志願者を敬遠させ、法曹志願者の質の低下を招いているのみならず、法学部の人気低下や法学部教育の希薄化をも招いているから、法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることは直ちに廃止すべきである。
- 法科大学院通学に伴う経済的負担は、従前も、いわゆる司法試験予備校に安くない金銭をつぎ込んで合格している者も少なくないことからすれば、奨学金の充実等が図られる限り、法科大学院固有の問題ではない。また、法科大学院で行われている実務的視野も意識した教育や、幅広い法分野を3年間学べるという利点を考慮すれば、古参法曹よりもはるかによい法曹を生み出し得るから、法科大学院においては、教育の質の拡充が行われることを期待し、結論として、法科大学院制度を前提とする法曹養成制度を構築することに賛成する。
- 法科大学院制度によって、法曹志願者は司法試験の受験準備を超えて、法を体系的に、深く学ぶようになった上、実務における法運用と法曹の役割を強く意識して学ぶようになった。こうしたことから、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成の理念を堅持する方針を示したことに賛成する。
- 法科大学院制度は、多様なバックグラウンドを持ち、意欲があり、コミュニケーション能力などに優れた人材を多数輩出することを可能とする制度であり、一定の成果を上げ、多くの実務家が自ら後進の育成に関与することとなった意義も大きい。他方、法科大学院の乱立による司法試験合格率の低迷や教育の質の格差拡大という懸念が生じており、法曹人口の急増による司法修習生の就職難も生じているから、法科大学院の組織見直し等を行うのが喫緊の課題である。したがって、中間的とりまとめは評価できる。
- 考え方には賛成するが、教育体制が十分でない法科大学院とは、結局のところ、

司法試験の合格率が低いことを意味するように思われる。実務教育に力を入れている理念に忠実な法科大学院が、司法試験対策に力を入れる法科大学院に評価で劣ることがあるなら、それは法科大学院制度のそもそもの矛盾であることに留意する必要がある。

- 仮に法科大学院におけるプロセスを経た教育がすばらしいものであれば、受験機関・回数制限内で司法試験に合格しなかった者であっても企業から引く手あまたのはずであり、予備試験の出願者が法科大学院適性試験の出願者を大幅に上回るはずはないし、予備試験合格者の司法試験合格率が法科大学院修了者のそれと上回ることもないはずである。しかし、現実には、適性試験出願者が当初から8～9割減少し、学部在学中に予備試験に合格しなければ法曹になることは諦める意思を表明する学生もいるなどしており、法科大学院は国民から支持されていない。そうであるにもかかわらず、法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることは、取りやめるべきである。
- 法科大学院を経なければ司法試験を受けられない制度は、職業選択の自由を定めた憲法に違反しており、法科大学院への入学を強制されることには国民の大多数が反対しているから、廃止し、旧来の制度に戻すべきである。
- 最近の法曹の質の低下は目を覆うばかりであり、一般論として、法科大学院における法曹教育は失敗であるといわざるを得ない。したがって、法科大学院の廃止は困難であろうが、法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることはやめてもらいたい。

※ 法曹の質の低下を示すものとして、自ら雇い入れた弁護士が、実体法に関する基本的知識が欠けており、相談者からの質問にまともに答えることができず、いわれたことしかできないといった問題点を挙げたものなどがある。
- 日本の司法制度は欧米のそれと程度の差こそあれ異なっており、例えばアメリカにおいても法曹の需要が減少し、ロースクールの志願者が大幅に減少しているところ、日本の法律は基本的に欧米の制度や理論を組み合わせたものにすぎず、国際的な競争力を持っていない。そうすると、日本の立法及び司法制度や社会経済の実態等が変わらない限り、弁護士の需要が大幅に増加することはないが、そのような変化は直ちに起こらないのであって、かかる時間と費用を下げなければ志願者が減るのみである。したがって、法曹志願者に早めに司法試験を受験させる制度とするため、法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることはやめてもらいたい。
- 法曹になるには一定程度の知識が必要であり、その知識を前提として、事例を通じて実務的な事柄を学んでいくべきものである。しかし、医学部における付属病院のように法科大学院に法律事務所を併設するなどし、その事務所で実務に触れている者が教育に携わることとするのであればともかく、法科大学院の教員は、司法試験に合格していない者が大半である。そのような者が実務教育を担えるはずがない。

したがって、法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることはやめてもらいたい。

- 中間的とりまとめにおいては、新制度により多くの有為な人材が法曹として活躍するに至っているとしているが、旧司法試験下でも多様なバックグラウンドを持つ人材が、現行司法試験と同等以上の割合で合格していた。また、現行制度は、大学（学部）、法科大学院及び司法修習を合わせると、法曹になるまでに合計9年近くを要する制度であるところ、例えば、社会人の多くは残業等があり、働きながら法科大学院に通うのは極めて困難であるから、新制度は、むしろ、多様性を喪失させる制度であって、司法制度改革審議会意見書の掲げる理念に反する。したがって、法科大学院修了を司法試験受験資格要件とすることはやめるべきである。
- 現状では、いわゆる上位の法科大学院と下位の法科大学院では、学生の水準や授業内容が全く異なっているにもかかわらず、法科大学院の修了が司法試験受験資格要件とすることは、正当化できない。
- 法科大学院制度自体を（即時に若しくは中長期的に見て、又は暫定的に）廃止すべきである。

時期等について

- ▼ 即時とするもの、中長期的に見てとするもの、5年後とするもの。
- ▼ 暫定的に行うべきとするもの

理由として掲げられている主なもの

- ▼ 法科大学院は、司法試験にも実務にも、あまりにも役に立っていない。
- ▼ 学者のエゴから誕生した制度であり、予備試験及び適性試験の出願者数ないし法科大学院入学者数から明らかであるように、旧司法試験制度が支持され、法科大学院制度は支持されていない（法科大学院制度の存続を前提とする議論を未だにしている時点で、問題は既に破綻している。法科大学院を受験せざるを得ない犠牲者をこれ以上増やすべきでない。）。
- ▼ 法曹に対する需要はなく、法曹人口を拡大する必要がない上、法科大学院は国費浪費の象徴といえる。
- ▼ 法科大学院制度は実質的に破綻しており、法曹志願者の質の向上に資するどころか、かえって法科大学院の存在自体が多くの法曹志願者を実際に志願することから敬遠させ、質の低下を招いている。
- ▼ 司法試験のための勉強は独学のできるものであるから、そのための教育に国費を費やす必要はない。
- ▼ 法科大学院は、法曹有資格者に対する需要に比して、学生から高い授業料を徴収し、大半の卒業生を借金地獄に陥らせるという、極めて残酷な制度になっている。
- ▼ 旧司法試験制度の方が、試験の公平性の面からも、はるかに多様で優秀な人

材に対し、法曹になる機会を与えていたことが明らかである。

- ▼ 国に諸悪の根源があるのに、自己の非を一切考慮することなく、制度の弊害を全て受験生だけに押しつけて問題を乗り切ろうとしている。
 - ▼ 法科大学院を改善するための期間は、我が国には存在しない。
 - ▼ 司法試験の合格に必要なことは、いかに法科大学院の課題をこなす時間を削り、独力で司法試験のための勉強時間を捻出することにある。法科大学院の講義等では、判例や通説といった基礎をおさなりに、学者の立場から少数説等を深めていく傾向が強いものも多く、法曹実務家登用試験である司法試験に合格する基礎力がつくわけがないのであって、法科大学院は、実務家を養成するための司法試験予備校にすらなり得ておらず、これを改革なく残しておくことは、有害である。
- 医学部や薬学部のように、法科大学院を法学部の一学科とし、六法を徹底的に教育することとすべきである。
 - （法科大学院修了を司法試験受験資格要件としないことを前提に）修了に必要な単位数を2年間で30単位程度に削減し、実務的な研究活動に専念できる専門職大学院とすべきである。
 - 和田吉弘委員が提唱した法曹養成学部案を基本的に支持する。

第3 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成制度の理念と現状

(2) 法曹志願者の減少，法曹の多様性の確保

▼中間的とりまとめの要旨

- 法曹志願者の減少は，司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きく，全体としての司法試験合格率は高くなっておらず，また，司法修習終了後の就職状況が厳しい一方で，法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから，法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられていることが原因である。また，このことは，多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に確保することが困難となっている要因としても当てはまる。
- 上記要因を可能な限り解消して，法曹志願者の増加や多様性の確保を図るため，法曹としての質の維持に留意しつつ，個々の論点における具体的な方策を講ずる必要がある。

▼意見の概要

この項目に関する意見数 188 通

- ◎ 中間的とりまとめについて賛成する意見もあった一方，法曹志願者が減少した要因について，修習資金の貸与制への移行等の別の要因を掲げるべきであるとする意見もあった。また，法曹養成期間全体の短縮についても，賛成及び反対の意見が見られた。

《意見の例》

- 中間的とりまとめについて賛成の意を表明するもの。
- 中間的とりまとめが指摘する法曹志願者が減少した要因に加え，修習資金の給費制から貸与制への移行を加えるべきである。上記要因を可能な限り解消して法曹志願者の増加や多様性を図るため，具体的な方策を講ずる必要があるとしていることは評価できるが，特に法科大学院における時間的・経済的負担を軽減するために，法学部を含めた養成期間の短縮等についても検討がなされるべきである。
- 法曹志願者の急激な減少は，司法修習修了後の就職状況が極めて厳しい上，法科大学院における時間的・経済的負担が極めて重く（※），法科大学院を修了しても経済的に見合わない，すなわち，ハイリスクローリターンとなっていることが主な原因である。司法試験の合格率は，極端に低くなければ，法曹を志願することを回

避する要因にならない。このことは、旧司法試験においても合格率が低いにもかかわらず志願者数が少なくなかったことや、医学部受験においても同様であることから明らかであって、司法試験の合格率のみを上昇させても、志願者の回復は望めない。

※ 本文記載の要素のほか、次のことを指摘する意見もある。

- ▼ 社会人にとっては、仕事を辞めてそれまでのキャリアを中断させるか、法科大学院に入ることを諦めるかの二者択一を事実上求められていること。
- ▼ 景気の回復が見られず、法曹の需要が増えないこと。
- ▼ 本文記載の要素のほか、司法修習において修習資金が貸与制となっていること。
- ▼ 本文記載の要素のほか、司法修習後に弁護士事務所に入所し、職業過程における研さん（オン・ザ・ジョブ・トレーニング〔OJT〕）を積む機会が持てない者が大幅に増加していること。

- 志願者が減少している原因の一つは、苦勞して取得した法務博士という学位が現実社会において何の役にも立っていないことにある。
- 法科大学院制度を機能させるためには、社会人が法科大学院を経て法曹として社会に貢献できる環境を整備し、そのような環境を整備していると評価できる法科大学院を司法試験の合格率や定員充足率などの計数的要素のみを基準とすることなく、維持することが必要である。
- （法科大学院制度を維持するのであれば）入学可能年齢を例えば大学3年次相当から入学可能とする（その場合、法科大学院卒業時に大学卒業も認定する。）などの方法により、22歳（通常の4年制大学卒業年齢）までに資格試験に合格が可能な制度にすべきである。
- 企業へのスムーズな卒業生の受け入れのために、「法科大学院」を、大学学部からの5年一貫教育に取り込み、統合すべきである。
- 飛び入学などを充実させることは、逆にプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねるものであることに留意する必要がある。

第3 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成制度の理念と現状

(3) 法曹養成課程における経済的支援

▼中間的とりまとめの要旨

- 法科大学院生に対する経済的支援については、通常の大学院生と比較しても、既に相当充実した支援がされているところであり、今後とも、意欲と能力のある学生に対する支援の取組を継続していく必要がある。
- 司法修習生に対する経済的支援の在り方については、貸与制を前提とした上で、司法修習の位置付けを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないように、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある。

▼意見の概要

この項目に関する意見数 2,421 通

- ◎ 法科大学院生に対する経済的支援策については、現状で充実しているとするものと、更なる充実を求めるものが主にあった。

司法修習生に対する経済的支援策については、修習資金の給費制（一部給費制を含む。）の実現を求める意見があった一方、貸与制はやむを得ないが、修習専念義務の緩和を求めるものなどが見られた。

《意見の例》

- 法科大学院生に対する経済的支援策は、奨学金制度や授業料の減免制度等が充実しているから、現状のままで足りる。
- 法科大学院生に対する経済的支援策を今後更に充実させていくべきである。
- 司法修習生に対する給費制を復活させるべきである（一部給費を求める意見、給費制と貸与制とを組み合わせるべきとする意見もある。）。

理由の例

- ▼ 法曹三者は、いずれも司法権を担う者として、公益的意義を有するのであるから、国において、ふさわしい資質を備えた者を、公費をもって養成する必要がある。
- ▼ 司法修習生は、最高裁判所の監督の下、公務員に準じる立場にあり、かつ、

労働と同様のことをするよう求められているのであるから、民間企業における研修と同様に、研修に関わる費用を司法修習生に対して支払うべきである。

- ▼ 弁護士の収入が減少し、就職できない者もいる状況では、高額な貸与金を返済することは困難であり、経済的な不安を抱える者に対して、事実上法曹になることを諦めさせる結果となってしまう。
- ▼ 貸与制を継続すれば、司法修習を受けられるのは、裕福な親などから援助を受けられる者や、自己に相当額の貯蓄があった者など、経済的に余裕がある者に限られてしまう。
- ▼ 弁護士には、弱者救済の使命があるが、自らの生活が成り立たなければ、そうした使命を果たすだけの精神的・現実的な余裕は生まれない。
- ▼ 給費制を廃止する理由には、合格者を3,000人程度に増加させる前提があったが、実現していないから、その前提を欠いており、給費制を廃止する理由がなくなっている。
- ▼ 司法修習生には修習専念義務が課され、自ら収入を得ることができないのであるから、国が生活資金を提供する形での経済的支援が必要である。この点については、修習専念義務を解除しても、この点についての抜本的な解決にならない。
- ▼ 新64期司法修習生まで給費制であったのに、これを改める合理的理由がなく、新65期以降の司法修習生と新64期までの司法修習生との間に公平性がない。
- ▼ 法科大学院に対する補助金の削減等をすれば、予算の捻出は可能である。

● **司法修習生に対する現行貸与制を維持すべきである。**

理由の例

- ▼ 給費制が望ましいが、予算等の関係で困難であれば、貸与制もやむを得ない。特に、実質的に返済期間15年間、無利息で300万円程度が借りられるのは、恵まれた融資条件である。他方、法曹の社会的意義から、国が面倒を見るべきだという主張は、法曹以外の職業に対して失礼であり、こうした議論は、世間一般に広く受け入れられない。

● **司法修習生に対する現行貸与制を維持するのであれば、修習専念義務を緩和し、いわゆるアルバイトをすることを認めたり、職を有したまま司法修習を受けられるようにすべきである。**

理由の例

- ▼ 貸与制を前提としながら、公務員と同等の専念義務を課すことは、違憲の疑いさえある。
- ▼ 給費制に戻ることが財政的に不可能であれば、端的に、雇用との互換性や雇用との両立を認めるべきである。

- 修習専念義務を緩和することは、昼は修習，夜はアルバイト等をせよというに等しいところ，司法修習期間が1年しかなく，期間短縮分の教育を法科大学院が代替したといえるか疑問があるにもかかわらず，専念義務のみを緩和すれば，法曹の質の低下が避けられないことは明らかであって，到底認めるべきでない。

第3 法曹養成制度の在り方

2 法科大学院について

(1) 教育の質の向上, 定員・設置数, 認証評価

▼中間的とりまとめの要旨

- 法科大学院は、法曹養成のための専門職大学院であり、その修了者に司法試験受験資格を与える制度としていることに鑑み、修了者のうち相当程度（例えば約7～8割）が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが求められる。
- 司法試験合格の見通しを制度的に高めて、資質のある多くの者が法科大学院を志願するようになる観点からも、修了者のうち相当程度の者が司法試験に合格できる状態を目指すことが重要である。
- 個々の法科大学院についてみると、法科大学院間のばらつきが大きく、充実した教育を行っている法科大学院がある一方で、教育状況に課題がある法科大学院もあり、このような課題のある法科大学院については、教育の質を向上させる必要があるとともに、定員削減及び統廃合などの組織見直しを進める必要がある。
- 今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである。
- 現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大になっていることから、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。その上で、その後は、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法試験合格者数の推移等を見つつ、定員の見直しを行うべきである。
- 司法試験受験資格を原則として法科大学院修了者に限定している以上、法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するためにも、公的支援の見直しの方策を更に強化すべきである。その際、財政的支援の見直しのみならず、人的支援の見直しについても実施すべきである。
- このような自主的な組織見直しを促進するための方策を強化しても一定期間内に組織見直しが進まない場合、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意しつつ、新たに法的措置を設けることについても、更に検討する必要がある。

- ◎ 総論・教育の質，定員や統廃合，地域適正配置等の問題について，幅広い意見が寄せられた。

《意見の例》

(総論・教育の質)

- 法科大学院は，上位10～20校以外を全て統廃合すべきである。社会人や地方在住者等には，通信制を設けたり，予備試験の枠を大幅に広げることで対応すべきである。また，司法試験に合格しなかった者に対するアフターケアを充実させるべきである。
- 法科大学院の教育の質が旧司法試験制度時代と比較してどのようなものであるかについて，客観的に検証されているとはいえない。
- 法曹人口を限定する一方で司法試験合格率の上昇を謳うのであれば，結局は法科大学院の削減が必要であり，法科大学院に入るまでの学習が實際上法曹資格の取得を決定づけることになり，プロセスとしての法科大学院の意義が大きく損なわれるのではないか。
- 法科大学院の教育においては，学問的研さんも重要であるが，実務家として活躍するための養成施設であることからすれば，答案作成ないし起案の指導等についても積極的に行われるようにしなければいけないのではないか。また，実務家教員は，実務の内容を踏まえた指導をすることを求められているのであるから，教員になるための要件，特に学問的な要件を緩和すべきではないか。
- 専門職大学院設置基準によれば，法科大学院の実務家教員の比率は，専任教員全体のおおむね2割以上とされているが，よりその割合を増大させるべきである。
- 基礎的な事項は原則として実務家教員が教えるべきであり，研究者教員は先端科目を教えるべきである。
- 法科大学院の教員は，司法試験合格者のみに限るべきである。
- 成文法国家である我が国において，ソクラティックメソッド等の双方向の議論を重視した教育は，法曹養成課程として合理性がない。
- 法科大学院において，ソクラティックメソッドを活かす水準に至る程度には，教員も学生も慣れていないのであるから，これを廃して問題はない一方，在職のまま法科大学院を修了することができるようにするため，基本法律科目の講義はDVDやインターネット配信等によって行い，定期試験や実務基礎科目やローヤリングを，土曜，日曜又は祝日に学校等で行うこととすべきである。
- 法的な問題について文章で表現することは，法曹にとって最も重要な能力であるから，法科大学院においては，文章表現に関する添削指導を充実させるべきである。

- 法曹養成教育は、事実認定と法適用の二面において充実してものである必要があり、そのためには、教員が、実務法曹に必要な力を把握して自らも実践できるようにした上、指導能力に長け、正しく添削等を行うことができる者である必要がある。
- 教育の質を確保するため、法科大学院の定員やクラス定員等の教育上の適正規模を具体的に提示すべきである。
- 優秀な学生を集めるためには、単年の合格率を7割程度とすべきである。これを実現するため、法科大学院を統廃合して入学者を減らし、入学時の競争を起ささるべきである。もっとも、その際、地方法科大学院を残すべきであるという意見は相当でない。
- 法科大学院の修了認定基準を平準化した上、大量の起案をさせて基礎力をつけさせるべきである。
- 座学で学習した理論と技能を学生が実務環境において実践することによって、理論の理解と技能の修得が深まるものであって、大きな効果があるから、リーガル・クリニックやエクスターンシップ、模擬裁判その他のシミュレーションなどの臨床系科目群を法科大学院に必ず設けることとし、これを、選択必修制とするなどの方法によって、より重要なものと位置付けるべきである。
- 法科大学院制度の存続を前提とすれば、予備校の講師を呼んで、大学教授に対し、わかりやすい授業の仕方を講義してもらう、法科大学院の教員になるには、司法試験合格が必要なこととする、法科大学院における学習指導要領のようなものを作る、学生、卒業生、他の教員及び法曹三者による授業評価によって、不良教員を明らかにする仕組みを構築するといった方策が必要である。
- 各法科大学院が協力し、教育方法の相互導入や、教員の派遣講義を増やすべきである。
- 法科大学院を評価するに当たり、司法試験の合格率や合格者数の評価基準としての比重を下げるべきである。
- 内容は基本的に正しいが、実行方法を記載して欲しい。また、法科大学院の自主的対応に任せる方針は採るべきでなく、法科大学院卒業者に対するアフターケアの充実も必要である。

(定員、統廃合)

- 法科大学院は、大幅に削減すべきである。
- 法曹養成においては、法科大学院の定員を削減することが急務である。
- 法科大学院の定員は、(司法試験の年間合格者数を1,500人とすることを前提として)2,000人程度が適切である。
- 法曹の質の向上のためには、司法試験受験者数を拡大する必要があるから、法科大学院の定員を減少させるべきでない。そこで、修了者のうち相当程度(例えば約

7～8割)が司法試験に合格できるように充実した教育を行うという目標は撤廃し、それに替えて、司法試験不合格者の取り込みを狙う法科大学院の教育内容の多様化を推進すべきである。

- 定員の少ない法科大学院の方が、定員の多いそれよりも教員との距離が近く、入学者に社会人経験者や他学部出身者が多いことから、コミュニケーション能力を始めとする法曹として必須の能力の向上を図るには優れている。こうしたことからすれば、司法試験合格率を基準に定員を削減することは問題ではないか。
 - 法科大学院においては、法学部時代よりも格段に理解しやすい講義が行われていたと思うが、指導力を備えた法学教授や実務家教員の数は少ないことから、あまねく指導力を備えた教員から学生が指導を受け得るようにするために、また、まともに討論ができるグループ又はゼミを友人同士で多数作ることができるようにするために、国公立法科大学院において全国的分布を考慮しつつ、10ないし15校程度の拠点校に絞られるまで、法科大学院の統廃合を進めるべきである。
 - 司法試験合格率が一定程度(例えば、40%)に満たない法科大学院は、廃止すべきである。
 - 中間的とりまとめの指摘には基本的に賛成である。ただし、法科大学院の定員削減、統廃合などの組織見直しは、各法科大学院の自主的な判断によるべきである。
 - 法科大学院統廃合は反対であるが、連合大学院の活用等により、立地を工夫すべきである。
 - 各法科大学院の定員につき、医学部と同程度、1学年100人未満の上限を設けるべきである。
 - 「教育力」を備えない法科大学院に統廃合や定員削減を求めておきながら、その司法試験合格率や定員充足率をもって「教育力」の評価基準とする一面的な見方をしている結果、法科大学院の教育力と無関係に、従前の大学受験における評価の下で法科大学院の序列化が進行しているという問題がある。この問題を解消するには、大規模校の定員を100人まで一律に削減し、法科大学院をグループに分けて入学試験を実施するなどの具体的方策をとるべきである。
 - 法科大学院修了者に司法試験受験資格を与える制度を維持する以上、法科大学院修了者の司法試験合格率向上は喫緊の課題であり、そのためには、法科大学院における教育の質の向上のための取組のほか、法科大学院の定員削減及び統廃合を図るべきである。こうした組織上の見直しを自主的な方策に委ねることはもはや限界であり、公的に(※)、連携強化や改組転換等を促すなど、積極的な改善策を早急に推し進め、認証評価による適格認定の厳格化を図るべきである。
- ※ 法令の制定による措置とすべきという意見もある。
- 「約7～8割」という数値の例示は、当面の間の司法試験の年間合格者数について一定の数値目標が示されない限り、これを掲げる意味が希薄である上、司法試験

合格率が採り上げられることにより、法科大学院志願者の減少を助長することになりかねない等の問題がある。また、課題を抱える法科大学院については、教育の質の向上に向けた取組の成果を早急に示す必要があり、それができなければ、定員削減や統廃合等を更に促進する必要があるという中間的とりまとめの指摘を重く受け止めなければならない。もっとも、法的措置を設けることについては、大学の自主性を十分に尊重すべきであるし、裁判官や検察官等の派遣等の人的支援の見直しについては、在学生に対する教育機会の確保などの観点から、慎重な配慮が必要であると考えらる。

- 定員削減や統廃合によって定員を強制的に規制することは、大学の自治との問題が生じる上、仮にそれによって法科大学院修了者の司法試験の高合格率が実現しても、法科大学院教育の成果でもなければ、法曹の質を確保するものでもない結果となるから、反対である。
- 会計大学院数と比較して考えると、法科大学院数は多いから、定員が過大な学校は定員を減少させ、かつ、高齢の教授の割合が多く、合格率や合格者数が一定値未満であり、経営者及び教授等が法科大学院の理念に沿っていない法科大学院は強制的に閉校させるべきである。
- 法科大学院全体の定員数と司法試験合格者数との不整合を定員削減によって解消することを短期的に実現すべき課題とし、その実行年度を明示すべきであり、その手段としては、法科大学院の一律定員削減その他の形式的な基準によることとすべきである。
- 認証評価についても、一定程度の見直し又は廃止を検討すべきである。

(配置・地方、規模)

- 地方法科大学院及び夜間法科大学院は、法曹の多様性の確保に重要な役割を担っている。また、地方法科大学院は、司法過疎の解消や地域司法の充実・発展、地方分権を担える人材育成に貢献しているから、これらの法科大学院を公的支援の見直しの対象とすることは適切でなく、財政面や人事面での支援等の積極的取組が必要である。したがって、地域適正配置の理念に照らして存続が必要な地方法科大学院や、夜間法科大学院に対しては、適正な公的支援を行うべきである。
- 都市部に存在する大規模校や中規模校においては、地方法科大学院の教員と学生の質が確保できなくなる事態を回避するため、定員の上限を定めることにより、大規模校や中規模校全体の定員削減を図るべきである。
- 法科大学院は、全国に適正に配置することを重視すべきである。
- 法科大学院の定員の適正化及び統廃合はある程度必要であるが、大規模校のみの寡占状態となれば、教育の多様性が失われるから、特徴ある良質の教育を行う法科大学院は、仮に司法試験合格率に関わらず、存続させるべきである。

- 地方の者は、一般に、高い学力を有する者が多い一方で所得が低く、学費の他に生活費を負担できる者が少ないから、法科大学院は各県に最低1校を維持することで、地方の者も法曹となる道を確保すべきである。
- 小規模法科大学院における財政的支援や人的支援の見直し等の措置は、向後数年間の状況を見てから判断すべきである。

第3 法曹養成制度の在り方

2 法科大学院について

(2) 法学未修者の教育

▼中間的とりまとめの要旨

- 法学未修者の教育の質の保証の観点から、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験（仮称）」の導入の早期実現を目指す。また、2年次から3年次への進級においても、客観的で厳格な到達度判定の仕組みの導入を検討すべきである。
- 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を検討すべきである。

▼意見の概要

この項目に関する意見数 96 通

- ◎ 未修者に対する教育全般について幅広い意見が寄せられた。また、共通到達度確認試験（仮称）の導入については、賛成するものや、慎重な検討を要するとするもの、反対するものが見られた。

《意見の例》

- 1年次から2年次に進級する際の「共通到達度確認試験（仮称）」の導入や法律基本科目をより重点的に学べる仕組みを取る等の改善策を採るべきである。
- 「共通到達度確認試験（仮称）」は、未修者が自らの到達度を知り、学習の在り方を顧みるための指針としても重要な意義を有することなどからすれば、導入に向けた検討を進めることが適当であるが、未修者から、法曹養成のための専門教育を3年の標準修業年限内で段階的に履修する機会を不当に奪うことにならないよう十分に配慮する必要がある。
- 「共通到達度確認試験（仮称）」が定着して信頼性が高まったときには、それと司法試験の短答式試験の替わりとする構想も検討に値する。
- 2年次から3年次への進級の際にも到達度判定の仕組みの導入を検討すべきとされているが、どの程度の水準の試験を実施することが想定されているのか判然としないことなどから、その導入の可否及び内容については、慎重な検討が必要である。
- 未修者に対して試験を導入するなどして客観的かつ厳格に進級判定が行われると、

未修者のうち多数が留年等をするおそれが増大し、その結果、授業料負担や中退によるリスクが増大することから、未修者が法科大学院に入学するインセンティブを削ぐおそれがある。

- 未修者コースは、3年間で司法試験に合格する水準にまで教育すること自体に無理があることから、廃止すべきである。また、「共通到達度確認試験（仮称）」は、法学部卒業時の試験として導入し、法学部教育の質の確保を図るべきである。
- 「共通到達度確認試験（仮称）」は必要であろうが、結局、司法試験を複数回受験するのと同じようにも思われる。そうであれば、旧司法試験のように、試験の回数が1回である方が、受験生にとって精神的・経済的負担が軽いのではないか。
- 現在においても、健全に機能している法科大学院であれば、期末試験等によって到達度の確認を行うことができるし、各法科大学院には教育上の独自の理念があり、共通試験の導入によって教育課程に混乱を生じさせるおそれがあることからすれば、「共通到達度確認試験（仮称）」の導入には慎重であるべきである。
- 現在の未修者コースは、1年時から全員に、司法試験では選択科目の1つである国際法が必修科目とされるなどしており、法律基礎科目の講義に十分な時間が割り当てられないまま、年次が進むに従い、先端的、実務的科目が多く開講され、法律基礎科目の充実を図る課程になっていないとも感じた。また、講義内容も、教員の研究テーマを取扱もの等が見られ、何が基礎として重要であるかも判断できないいわゆる純粋未修者にとっては、必ずしも司法試験に必要な講義の準備に貴重な時間を割かれていた。仮に「共通到達度確認試験（仮称）」のような全国一律の到達度を測る仕組みを導入するのであれば、試験準備が未修者の新たな負担とならないよう、各法科大学院の課程と試験の成績との相関関係をチェックし、到達度が低い大学院には課程の改善を促す等のアフターケアも併せて実施すべきである。
- 未修者教育に関しては、1年次において6単位を限度として法律基本科目の単位数を増加させることが可能となっているが、2年次及び3年次においては、現在の法科大学院設置基準や各認証評価期間の認証評価基準を前提とする限り、法律基本科目の単位数を増加させることは困難である。したがって、制度全体の設計の在り方を踏まえ、法律基本科目の学習に過度に偏る弊害に留意しつつ、未修者について、法律基本科目の学習をより重点的に行える制度の検討が必要である。
- いわゆる純粋未修者（法科大学院入学に至るまで法学を学んだことのない者をいう。）は、1年時に研究者教員からピントの外れた授業をされた上、基礎科目には不要といわざるを得ない膨大な量の判決文の熟読を指示され、基本的な条文解釈や起案の仕方も分からないまま、2年時に既修者と同じ教室に放り込まれ、ついていけなくなり、3年時に司法試験の問題が解けないといった事実気づかされることとなっている。こうしたことを避けるため、法科大学院における授業は、未修者に力点を置いたものとするべきである。

- 未修者の1年次においては、復習が後回しになることから、前期期末試験を盆の前にするなどし、最低でも2週間以上、授業の復習に充てる期間を確保する日程を組むべきである。
- 現在の未修者コースには、法学部卒（法学の学士を有する者）の者が多数在籍しており、いわゆる純粋未修者に対して論点主義的な発想を植え付けたり、論証パターンなるものを進めるなどし、勉強の環境を阻害している。こうした存在を排除するために、法学の学士や修士の学位を持つ者は、未修者コースに入れなかったこととすべきである。仮にこれを許容するのであれば、未修者コース内に法学部卒の組といわゆる純粋未修者の組を別々に設け、別個の課程を編成すべきである。
- 現在、既修者の司法試験の累積合格率よりも未修者のそれが低いことからすれば、未修者が法学の修得に掛ける時間が不足しているというべきであり、標準修業年限を3年とした制度設計に無理があったと考えられるところ、法学部においても、一般に2年間程度の専門課程を設けていたことに照らすと、未修者コースの標準修業年限を4年とすべきである。

第3 法曹養成制度の在り方

2 法科大学院について（その他の意見）

▼意見の概要

- 法科大学院の募集要項とウェブサイトの始めのページ（トップページ）に直近の進級率及び標準修了年限修了率（いずれも未修者・既修者別）の明示を義務づけるべきである。なぜなら、これらの数値は、進路選択の際に考慮すべき重要な客観的数値だからである。
- 法科大学院は、司法修習を補うための、司法試験合格後の者向けの教育機関に変更すべきである。
- 適性試験は、法科大学院入学後に役立つとは考え難く、不合理な制度であるから、廃止すべきである。
- 授業料が、国立の法科大学院を見ても、医学部や理系研究科に比べて高いのは納得がいかない。他の研究科と同水準とすべきである。
- 日本では、法科大学院制度に反対する教授や若手研究者が法学部に在籍したままとなっている。このように法学部と法科大学院の人事交流が断絶している悪循環を絶つために、法学部を廃止すべきである。
- 現在の法科大学院においては、実務経験の全くない学者が、自分の専攻領域を大学の学部と同様に講じているのが実状である。そのような教育の場において、かつて司法研修所が前期修習において教えていた実践的かつ高度な実務教育を代替できるはずがない。
- 法科大学院の受験には、TOEICやTOEFLの受験、適性試験の受験が必要であることに加え、私立法科大学院4～5校を受験して初秋に結果を得、更に国立法科大学院を受験して冬に結果を得る過程を経ることから、合計で約1年を費やすことになり、これと企業等への就職活動を同時に行うことはできないから、法科大学院の入試に不合格となっても、新卒者として改めて就職活動をすることもできなくなる。このように、就職活動をするためにも重要な大学4年次を法科大学院の受験のためにのみ費やすことは不合理である。短期間で法科大学院入試を統一的に、就職活動も可能な時期に実施すべきである。
- 法科大学院で授業をする全教授は、授業開始前に、司法試験の問題を時間内に手書きで解くべきである。
- 自分が修了した法科大学院では、一部を除き、授業で扱う課題について受講者が事前に入念な予習を行い、全員が教授と議論できる状態にした上で授業に出席し、教授から指名された者が回答し、それに対して更なる質問が教授から投げかけられ

る方式で授業が行われていた。こうした授業（いわゆるソクラテックメソッドの授業）この方式は、一つの正解を探す姿勢でなく、問題に対していかなる方法で対処可能かを模索する姿勢が身につく点や、その場で自ら、原理原則に立ち返って理論的に思考することが身につく点に大きな利点があり、更に予習や復習の機会によって、飛躍的に理解が促進された。このように、法科大学院における教育は、個人単位若しくは学生の自主ゼミ、又は予備校を通じた勉強により得られるものとは比較にならないほど、法曹に必要な理論的思考という基礎力を養うことができる。また、これに加え、法科大学院における学生同士（未修者コースの学生と既修者コースの学生相互を含む。）の議論によって、実務における必要不可欠の能力を養うことができた。こうした優れた点を再確認していただきたい。

第3 法曹養成制度の在り方

3 司法試験について

(1) 受験回数制限

▼中間的とりまとめの要旨

- 受験回数制限制度は維持した上で、制度の趣旨も踏まえつつ、その制限を一定程度緩和することが適当かどうか、更に検討する。

▼意見の概要

この項目に関する意見数 338 通

- ◎ 司法試験の受験回数制限につき、現行の制度を維持すべきであるとするもの、おおむね5年間に5回までに緩和（期間制限を維持し、回数制限を廃止する。）すべきであるとするもの、一切の制限を廃止すべきであるとするものが主に見られた。

《意見の例》

- 司法試験の受験回数制限は、現行の制度（5年以内に3回まで）を維持すべきであるとするもの

理由の例

- ▼ 受験回数制限を設けること自体は妥当であり、問題は、3回不合格になった際に人材の受け皿がないことである（この点については、国家公務員や地方公務員の採用枠を増やすことを提言する。）。
- ▼ 受験回数制限を撤廃すれば、合格率の低下を招くこととなる。
- ▼ 早期に法曹と違う進路を見出すことも重要である。

- 司法試験の受験回数制限は、5年以内に5回まで受験できることとするもの

理由の例

- ▼ 受験回数制限自体には存在理由があると思うが、5年以内に3回までという制限内容は過酷であり、受験生に過度の心理的負担を与える。なお、5年以内に5回までとするときは、機会均等の見地から、過去に3回の受験制限によって受験資格を失った者にも再受験の資格を与えるべきである。
- ▼ 現行の受験回数制限では、5年間のうちいつ受験するかについて戦略を立てる必要も生じるが、試験を受けるのに、勉強する以外の戦略を立てさせる必要はない。

- ▼ (受験回数制限は撤廃すべきであるが、仮にそれをしないのであれば) せめて5年以内に5回まで受験できることとすべきである。

- **司法試験の受験回数制限を全て撤廃すべきであるとするもの**

- **理由の例**

- ▼ 受験回数制限の制度は、他の資格試験には見られないものであり、制度として極めて異例であるし、実際上も、受験生に対して無用の精神的負担をかけている。
 - ▼ 職業選択の自由が保障されている以上、いつまでその職を目指して行動するかは本人の自己決定に委ねるべきであって、受験回数制限は、これに対する不相当な制約である。
 - ▼ 受験回数制限を設ける理由として、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があることが挙げられているが、5年程度で消えてしまう効果であるならば、始めから必要のないものである(むしろ、法科大学院の教育を改善すべきである)。
 - ▼ 受験回数制限を撤廃してこそ、受験生が一度民間企業等に就職した後、時間を見つけて適宜受験をするといった方法を採用することが可能となり、企業側も、採用しても5年以内に辞められてしまう心配をさほどすることなく、法科大学院修了生を法務部の一員等として採用し、育てるような建設的な採用行動に結びつき得るのではないか。
 - ▼ 受験回数制限は、7～8割の司法試験合格率が前提であったのに、現在は3割未満である。前提が崩れている現状でこの制度を維持する合理的理由はない。
- 3000番以内の不合格者については、少なくとも翌年の再受験を認めるべきである。
 - 予備試験等で受験資格を取得したにもかかわらず、受験ができないのは不合理であるから、司法試験法第4条第2項(他の受験資格に基づく司法試験受験の禁止)の廃止を求める。
 - これ以上受験回数制限の解決を先延ばしにするのではなく、平成26年に受験資格喪失した者が再受験できるように、早急に結論を出して法改正をするべきである。

第3 法曹養成制度の在り方

3 司法試験について

(2) 方式・内容，合格基準・合格者決定

▼中間的とりまとめの要旨

- 法科大学院教育との連携や，司法試験受験者の負担軽減を考慮し，試験科目の削減を行うことなどを更に検討する。

▼意見の概要

この項目に関する意見数 177 通

- ◎ 司法試験の科目について，具体的な科目数及び内容を示して，その削減に賛成する意見及びこれに反対する意見のほか，選択科目について言及するものがあった。加えて，司法試験の方式等について，幅広い意見が寄せられた。

《意見の例》

- 旧司法試験に合わせ，司法試験の科目も6科目（憲法，民法，刑法，商法，民事訴訟法及び刑事訴訟法の6科目と明示するものもある。）にすべきである。
- 司法試験は，短答式を5科目（憲法，民法，刑法，民事訴訟法及び刑事訴訟法），論文式を7科目（憲法，民法，刑法，民事訴訟法，刑事訴訟法，商法又は行政法のうちいずれか1つ，及び選択科目）とすべきである。
- 法科大学院修了者に短答式試験を免除するか，全ての受験生の短答式試験を3科目（憲法，民法及び刑法と指摘するものもある。）とすべきである。
- 選択科目は，各科目間で学習難度や環境等に差異があることから，公平の見地から，司法試験科目から廃止されるべきである。
- 司法試験の選択科目を廃止するのは相当でないが，法曹となる者の多様性を確保するための政策的措置として，広く免除を認めるなどの見直しを検討すべきである。
- 試験科目の削減は，法曹の質を高める方向とは逆の方向に思われるから，試験科目の削減は，慎重に検討すべきである。
- 試験科目の削減は，現行の試験科目数で負担であると感じないから，不要である。
- 試験科目数について意見はないが，旧司法試験の選択科目であった刑事政策のほか，消費者法，金融法，社会福祉法など，試験科目とされるべき法律について再検討を加えるべきである。

- 選択科目の選択肢（現行制度上は8科目）は，受験者数の1割に満たないものもあることから，科目間の公平性を保つため，減少させる方向で見直すべきである。
- 消費者法を民法の一分野として出題範囲に加えるべきであり，法曹倫理も試験科目とすべきである。
- 行政法は，行政関係の案件数が非常に少なく，他の法律への応用も利かないことからすれば，選択科目とすべきである。
- 試験内容を，基礎的法曹である弁護士資格を認定する試験とするべく，内容等を変更すべきである。
- 司法試験の難易度を下げ，ほとんどの受験生が5割程度の得点しか取れないものから7～8割程度の得点が取れるものとするべきである。
- 短答式試験が世界的に見てもあまりにも難しい。法科大学院における3年間で学ぶべきミニマムスタンダードを定め，これに合わせて易化すべきであり，これができなければ，短答式試験は廃止すべきである。
- 論文式試験の採点に時間が掛かることは理解できるが，4か月にわたる時間が掛かるとは到底思えないから，法科大学院修了生が修習生となるまで1年近く無職であることを強いられた現在の試験日と合格発表日の間の期間を短縮すべきである。
- 有職者が受験しやすいよう，試験日程を分け，土曜に及び日曜日のみに試験を実施すべきである。
- 試験日程を，短答式と論文式で分けるべきである。また，試験委員に受験者の水準を把握させる機会として，口述試験を実施すべきである。
- 論文式試験が難しすぎるために，制限時間内に書ききれないという声もあることから，試験時間を30分ないし1時間延長し，もう少し能力を引き出せるようにすることを検討すべきである。
- 短答式試験のいわゆる足きりラインは，各科目の平均点が乱高下していることを考慮し，平均点の半分にするなど，合理的な改善をすべきである。
- 論文式試験について，採点に関する客観的データの公表が必要である。具体的には，複数の採点者により採点しているのであるから，偏差値換算後の採点者間誤差平均を科目毎に公表すべきであり，受験者に対しても，採点結果（採点者ごとの偏差値換算後の得点）を通知すべきであるし，試験問題の妥当性を検証するため，各科目の素点の平均点も公表すべきである。併せて，受験者に不服申立の機会を与えることとするべきである。
- 司法試験の成績を科目別に開示し，参考答案を開示すべきである。
- 最近の若手法律実務家に法的知識の欠如を感じるから，口述試験も復活させるべきである。

第3 法曹養成制度の在り方

3 司法試験について

(3) 予備試験制度

▼中間的とりまとめの要旨

- 予備試験制度については、現時点では、制度の実施後間もないことから、引き続き、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討すべきである。

▼意見の概要

この項目に関する意見数 242 通

◎ 予備試験制度については、合格者数等について一定の方向性を示すものを始め、幅広い意見が寄せられた。

《意見の例》

- 法学部生の認識として、法科大学院が予備試験に合格できなかった場合の滑り止めとされていることや、法科大学院生が予備試験を模試代わりに利用することは、経済的事情や社会人経験があるなどの理由により法科大学院を經由しない者にも法曹資格取得の道を与えるという予備試験制度の趣旨に反するから、こうしたことを制限する必要がある。したがって、司法試験受験資格を有する者の予備試験受験を禁じるほか、予備試験を受験した者は、受験年度から3年間、法科大学院修了による受験資格の取得を禁止すべきである。
- 法科大学院生の予備試験受験を禁じるか、又は予備試験を受験した場合、司法試験の受験回数制限について判断する際、司法試験を1回受験したものとみなすべきである。
- 経済的な事情があり、所得を得て働いている者にも機会を与えるのが予備試験の趣旨であるのに、所得を得ずに受験し続けることが可能であることは予備試験の趣旨に反するから、予備試験受験の際、職歴や所得の事実証明の提出を求めるべきである。

※ 受験者の世帯年収が一定額に満たない者を受験資格とすべきとする意見もある。

- 予備試験の趣旨を全うさせるため、予備試験の受験資格を、大学卒業又はそれと同等の学力を有する者に限定すべきである。
 - ※ 25歳以上の者とすべきとするものもある。
- 法科大学院において、在学中に大学卒業程度の一般教養を修得しているか測る考查がないこととの均衡上、一般教養は予備試験の試験科目から排除すべきである。
 - ※ 大学卒業者の場合に、一般教養科目を免除すべきとするものもある。
- (司法試験の科目数が減少されることを前提に) 予備試験短答式及び論文式試験の科目を、5科目(憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法)とすべきである。
- 予備試験は、旧司法試験の一次試験と同様に、大学の教養課程を終えた程度の学力があるか否かを見る試験とすべきである。
- 予備試験の合格水準を、法科大学院修了(の平均)水準と同程度に引き下げるべきである。
 - ※ 予備試験の合格者数を増大させるべきとするものもある。
- (法科大学院の修了が司法試験の受験資格要件とならないことを前提に) 予備試験は、不要なものであるから、廃止すべきである。
 - ※ (法科大学院生に対して経済的支援がされることを前提に)(又は、有職者が法科大学院において学べるように、夜間や休日の授業を多く行うなどの工夫がされることを前提に) 予備試験制度は廃止すべきであるとするものもある。
- 有職者が司法試験合格を目指す場合、退職するか、何らかの制限を受けながら勉強しなければならず、他方、法科大学院における教育内容が司法試験の受験準備としての質を必ずしも確保し得ていない現状において、法科大学院に通うことなく司法試験の受験が可能となる予備試験制度には多くの利点がある。予備試験の受験資格を制限することはすべきでない。
- 予備試験の合格者が優秀であることがはっきりしたのであるから、少なくとも、法科大学院修了者と予備試験合格者の司法試験合格率が同程度になるところまで、司法試験における予備試験合格者を拡大すべきである。
- 予備試験の趣旨からすれば、その合格者数は極めて限られた数になるはずであるから、司法試験合格者の1%程度とすべきである。また、同じく、プロセスとしての法曹養成制度の例外をなす趣旨を全うするため、法学部生及び法科大学院生には、その受験を禁じるべきである。
- 予備試験制度は、経済的理由のある者については奨学金制度等の拡充によって、時間的制約のある者については夜間法科大学院等の拡充によって対応可能であって、こうした理由や制約のある者について必須の制度とはいえない上、単に法科大学院の課程のバイパスとして利用する傾向も否定し難いことからすれば、予備試験の運用改善を先送りとはすべきでない。

第3 法曹養成制度の在り方

3 司法試験について（その他の意見）

▼意見の概要

- 関東地域の大学等から司法試験考査委員を多数選考している実状を改めるべきである。
- 法科大学院では、ソクラティックメソッドやプロセス重視等のすばらしい教育によって、有為な人材が数多く育っているが、現実の司法試験の合格率が2～3割にとどまっているのであるとすれば、司法試験の方に誤りがあるというべきであるから、司法試験を廃止すべきである。
- 法科大学院修了者が、事務法曹ないし准弁護士として一定期間以上の実務経験の後に訴訟代理ができる弁護士となるための試験制度を設けるべきである。
- （法科大学院の廃止を前提に）全てを旧司法試験制度に戻すべきである。

第3 法曹養成制度の在り方

4 司法修習について

(1) 法科大学院教育との連携

▼中間的とりまとめの要旨

- 司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られているが、今後ともその連携状況を把握しつつ、その連携の更なる充実に向けた検討を行うべきである。

▼意見の概要

この項目に関する意見数 88 通

- ◎ 法科大学院との連携を充実させる方向性に肯定的な意見や、導入的教育の充実の必要性に言及する意見などが寄せられた。

《意見の例》

- 中間的とりまとめの指摘は正当ないし適切であるとするもの。
- 法科大学院教育から司法修習への円滑な移行と効果的な修習を実現するためには、修習生を集めて統一的、組織的な実務導入研修を実施することについて検討すべき
- 前期修習を復活させ、十分な教育をした上で実務修習を受けさせるべきである。
- 法科大学院の実務教育は内容的にばらつきが大きく、教育効果も極めて疑問視されるし、司法修習生には予備試験合格者もいることから、法科大学院で教育効果を上げたことを前提とする司法修習との連携を検討するのは非現実的である。
- 合格した者に、民事・刑事の法廷技術をたたき込むのが司法研修所の役割であり、それは司法を担う者としての「共通言語」だから、司法研修所で画一的に教育をしなければならない。これに対し、法科大学院は、司法試験に合格する前の教育機関で、法曹にならない者もいる。その者にまで法廷技術を教えることは不経済でありナンセンスだし、法科大学院教育には全国的画一性も無いのだから、法廷技術を教える働きを期待すること自体に意味がない。したがって、司法修習と法科大学院の「連携」を観念すること自体が不合理である。
- 法科大学院教育と司法修習とを円滑に接続させるためには、修習の開始前後の導入的教育において、その前提となる修習生の知識・能力について、出身の法科大学院によって生じるばらつきをなくすことが重要であり、そのためには、法科大学院

と司法研修所，実務修習の配属庁及び配属会との間で，より一層緊密な連携関係を構築する必要がある。そのために，関係諸機関が参加する協議の場を設けることを検討すべきである。

第3 法曹養成制度の在り方

4 司法修習について

(2) 司法修習の内容

▼中間的とりまとめの要旨

- 司法修習の実情を踏まえつつ、選択型実務修習も含めて、今後とも司法修習の更なる充実に向けた検討を行うべきである。

▼意見の概要

この項目に関する意見数 179 通

- ◎ 導入的修習（従前の前期修習）の復活を求める意見，実務修習期間の延長を求める意見，選択型実務修習の意義や運用上の工夫について言及する意見などが寄せられた。

《意見の例》

- （法科大学院修了を司法試験受験資格要件としないことや法科大学院制度の廃止等を前提に）（修習の実を挙げるため）前期修習は復活すべきである。
- 実務修習期間を延長すべきである。
- 選択型修習についても，各実務修習の期間を延長してその中で行う方が効率的である。選択型修習とセットになっている短期の集合修習についても，きちんとした後期修習を行う方が学習効果は高い。
- 選択型実務修習については，法科大学院における種々の取組との役割分担を検討すべきである。
- 司法修習制度は，裁判実務を学ぶ場であり，その位置付けは軽視されるべきではないが，加えて，多様な知識・技能の習得の機会を設けることも必要である。選択型実務修習もその一態様である。選択型実務修習を充実させるために海外での研修なども検討されてよい。ただ選択型実務修習がいわゆる二回試験の直前に実施されており，選択型実務修習に専念できない司法修習生もいることから，実施時期，実施期間等の検討が必要である。司法修習の更なる充実のためには，一定期間の統一的導入修習の実施や集合修習の期間延長等が有効であるところ，選択型実務修習の有効性が検証されない場合には，統一的導入修習の実施や集合修習の期間延長等とあわせて選択型実務修習の廃止も検討されるべきである。

- 選択型実務修習については、裁判所、検察庁の企画している選択型実務修習は、結局、内定者又は内定予定者に対する、分野別実務修習の延長という意味しかなく、およそ選択型修習が、幅広い分野で活躍する法曹を養成する手段となるとは思われず、旧修習における社会修習の域を出ないから、分野別修習を従前の3か月単位に戻し、その中で、各分野別に社会修習を行うようにすべきである。
- 修習生のうちほとんどが弁護士になることを前提としたカリキュラムに大幅変更すべきである。例えば、検察修習は選択型に回し、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）不足が問題なら、集合修習は通信教育にし、民事裁判修習及び刑事裁判修習を統一して、捻出された時間を弁護修習に充てるべきである。
- 拘束時間はできるだけ短くし、副業も当然認めるべきである。
- 二回試験はもっとコンパクトにできる。試験時間が異様に長い現在の運用から、各科目2～3時間程度の試験に早急に改めるべきである。
- 雇用を続けたままで修習が実施できるよう修習のフレックス化（雇用を続けたままで修習が可能となる併存・互換制度や夜間開設の修習制度）を検討するべきである。
- 司法修習においては、すべての法曹に共通して必要とされる汎用的能力を修得させると共に、法曹に対する多様化する社会的ニーズに応える多様な能力の涵養も目指されている。後者の要請は、とりわけ選択型実務修習の課題とされてきているが、法曹に対する社会的ニーズの多様化に応えることができるように研修内容を検討し、「中間的取りまとめ」において指摘されるように、より多様な分野について知識、技能を修得する機会（企業法務の分野に進む者のための研修、公務分野に職を求める者のための研修、国際的なビジネス分野での仕事を望む者のための研修等）を設ける必要がある。

第3 法曹養成制度の在り方

4 司法修習について（その他の意見）

▼意見の概要

- 修習期間を延長すべきである。

- ▼ 2年間とするもの

- ▼ 1年6か月間とするもの

- 司法修習を廃止すべきである。

理由の例

- ▼ 司法研修所の収容能力が合格者数の決定要素なのであれば、司法研修所の教育機能を法科大学院に移管させるべき。

- ▼ 司法修習は、旧来の民事訴訟実務・刑事訴訟実務についてのトレーニング以上の意味はなく、もはや存在意義はない。例えば裁判員裁判に対応した刑事訴訟実務の訓練はできていないし、民事司法の分野も幅広い解決手段（労働審判など各種ADR、商事仲裁等）が広がっているにも関わらず、これらに対応した教育はしておらず、法科大学院における教育とさほど違いはない。

- ▼ 修習生の多くはやがて弁護士として野に下ることを前提に給費制を維持しないのであれば、弁護士としての実務的教育は、弁護士事務所において行うべきであることになる。給費制を維持できないのであれば、司法修習は廃止すべき。

- 司法修習は廃止し、法曹養成も目的とした、司法試験合格者を対象とする採用試験を行い、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官等の5年任期付採用を新設すべき。

第3 法曹養成制度の在り方

5 継続教育について

▼中間的とりまとめの要旨

- 法曹となった者に対する継続教育の在り方について，弁護士会を始めとする法曹三者の取組を更に進めるとともに，法科大学院においても，法曹資格取得後の継続教育について，必要な協力を行うことを検討すべきである。また，法科大学院には，法曹が先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供することも期待される。

▼意見の概要

この項目に関する意見数 100 通

- ◎ 法科大学院において継続的教育を行うことについて肯定的な意見及び否定的な意見があった。

《意見の例》

- 法曹となった者に対する継続教育について検討すること自体は有益であるが，どのような法曹を何人程度養成すべきなのか，具体的な需要の見通しを立てた上で政策を実行すべきである。
- 日弁連や単位会等において弁護士に対する研修が実施されている一方，法科大学院教育に対する不信感が根強い中で，法科大学院に対して法曹となった者の継続教育を行わせることは，法曹養成のための教育が現状より更に空洞化するおそれがあるから，妥当でない。
- 弁護士会には弁護士自治があるのだから，国は「継続教育を進めるべき」という立場にない。
- 医師が病院において先輩医師から何年にもわたって指導を受けて能力を向上させるように，弁護士の実務能力は，経験を重ねることで培われるのであり，いわゆるイソ弁としてボスの下で仕事を学ぶ必要があり，これが継続教育の正しい姿である。日弁連や各単位弁護士会は，経験の少ない若手へのOJT研修を行うなどの支援を強化する意向のようであるが，このような小手先の中途半端な支援なら，しない方がよい。
- いわゆる即独弁護士にとって足りない部分を勉強できる場となるから，法科大学院に対して法曹資格取得後の継続教育期間としての役割を与えることは，積極的に

行うべきである。

- 「プロセス」としての法曹養成制度の中核に法科大学院がなるのであれば、法科大学院の弁護士による研修センターを設置して、法曹有資格者に対するオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）として更なる教育を継続する必要がある。
- 安心して依頼できる弁護士の存在は司法制度改革の前提であり、弁護士の不祥事防止のため、現役弁護士等についても、法科大学院を継続教育の場として活用し、その中で法曹倫理研修も行うこととすべきである。
- 現在、弁護士が裁判官、検察官、研究者との共同研究をする機会は少ない。法曹実務家どうしが共同して研究し、その情報を教育できる場所として、法科大学院を発展させていくことは有効かと思われることなどから、試行することはよいと考える。
- 優秀な法曹資格者が、若手法曹有資格者を指導する教育制度を作るべきである。

その他の意見

▼意見の概要

- 法曹養成制度検討会議が、法曹の養成に関するフォーラムから起算して2年以上、同種の議論を繰り返しておきながら、検討結果の内容が空疎である。
- 今回の中間的取りまとめの内容を見る限り、法曹養成制度検討会議がその設置期限である本年8月までに、わが国における法曹養成制度のあり方について有意義な結論を示すことができないことは明白であるから、有識者委員の大幅な入れ替えを行った上で、検討をやり直すべきではないか。
- 検討会議における有識者委員として、その前身たる法曹の養成に関するフォーラムの構成員であった者の多くを留任させることや、現行の法曹養成制度において重大な問題が指摘されている法科大学院に利害関係を有する者を任命するのは不適切である。
- 法曹養成制度の検討に当たって、なぜ司法書士の問題が論じられないのか疑問である。法曹を裁判官・検察官・弁護士に限定すれば、司法書士は議論の対象外となるのだろうが、実際には、司法書士は相続登記や債務整理の分野では弁護士に劣らぬ活動をしている。簡裁の訴訟代理権も有しているし、最近は成年後見人としても活躍している。法曹を論じる際に、実際に法律家として重要な役割を社会で果たしている司法書士について、全く視野に入れられないのは、議論の方向として妥当でない。
- 弁護士と隣接する法律専門職の資格統合を求めることや、将来、司法書士、裁判所、法務事務官や副検事の経験者などから、司法試験とは違う、特認弁護士制度への拡大をし、司法試験に全く劣らない特認試験や、高度の研修を通して、これらの経験者に弁護士となる資格を与えることを検討すべきである。司法書士については、簡易裁判所の代理権認定枠を、訴額に関わることなく、簡裁以外でも訴訟の代理人になれるよう今後の検討が必要である。
- 日弁連を任意加入団体とし、他の士業（司法書士、行政書士等）と同じくらいの会費に月会費を引き下げさせる。
- 制度を変更することは必要であるが、2,000人合格を前提に入学した者が卒業時には1,000人合格が前提とされる状態になっては酷である。制度の変更には猶予期間を設定してほしい。
- 全体的に、法曹養成制度をどのような方向に持っていきたいのかについてのビジョンが見えない。
- 裁判官を増員させて裁判を迅速化させることについて言及すべきである。

- 国は、法曹養成制度検討会議の意見だけでなく、このようなパブリックコメントを重要視すべきである。
- 一番の当事者である司法試験受験生の意見を聞くべきであるのに、司法試験（平成25年5月）の直前期にパブリックコメント手続を実施することは不当である。同手続期間後に提出された意見も受け入れるべきである。